

## 多言語翻訳・文字表示システム導入業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的と概要

琴浦町では、外国人住民や耳の聞こえづらい方への情報提供を強化し、地域社会の多様性を尊重するために、スクリーンやタブレット端末を利用した文字表示システムを導入する。このシステムは、音声をリアルタイムで文字として表示する機能や、図解・動画を即時表示する。また、窓口相談において対面での外国語翻訳も同時に行えるため、全ての住民が平等にサービスを受けられる環境を整え、誰一人取り残されない、共生社会の実現を目指す。

また当該業務は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の契約の性質又は目的が競争入札に適しないもので、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されているものについて、琴浦町財務規則(平成 16 年 9 月 1 日規則第 47 号。以下「規則」という。)の定めに関わらず、契約手続きに関し、企画提案方式による公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」)を実施する。

### 2 業務発注概要

- |             |                                                                                                                                         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 業 務 名   | 多言語翻訳・文字表示システム導入業務                                                                                                                      |
| (2) 履 行 場 所 | 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2<br>鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕 1140 番地 1                                                                                       |
| (3) 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで<br>※機器納期は令和 7 年 7 月 31 日<br>※システム運用開始は令和 7 年 8 月 1 日から                                                       |
| (4) 業 務 内 容 | 別途仕様書のとおり                                                                                                                               |
| (5) 提案上限額   | 初期導入業務(本体端末代含む)<br>スクリーンモデル(2 台分)1,650,000 円<br>タブレットモデル(4 台分)2,076,800 円<br>月額利用料(8 ヶ月分) 792,000 円<br>合計 4,519,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |

### 3 参加資格

この公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 本件調達の商品日から本件業務の参加申込書の提出の日までの間のいずれの日においても、琴浦町及び他の公共機関(国、地方公共団体等)から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 琴浦町との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (4) 提案するシステムについて、国や地方自治体への導入実績を有すること。
- (5) 本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、琴浦町競争入札参加資格申請書類を本プロポーザル参加申込書を提出するまでに5の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に5の(2)の場所に必ず連絡すること。

#### 4 日程

| 項  | 内容                          | 日時                  |
|----|-----------------------------|---------------------|
| 1  | プロポーザル実施の公告                 | 令和7年6月9日(月)         |
| 2  | 質問書提出期限                     | 令和7年6月16日(月)午後5時    |
| 3  | 質問書の回答                      | 令和7年6月17日(火)までに順次回答 |
| 4  | 参加申込書及び<br>参加資格審査書類の提出期限    | 令和7年6月18日(水)午後5時    |
| 5  | 参加資格審査結果の通知                 | 令和7年6月20日(金)        |
| 6  | 企画提案書提出期限                   | 令和7年6月30日(月)午後5時    |
| 7  | プレゼンテーション及び<br>デモンストレーション審査 | 令和7年7月3日(木)予定       |
| 8  | 審査結果の通知及び公表                 | 令和7年7月11日(金)        |
| 9  | 業務契約の締結                     | 令和7年7月14日(月)以降を予定   |
| 10 | 機器納期                        | 令和7年7月31日(木)        |
| 11 | システム運用開始                    | 令和7年8月1日(金)         |

#### 5 手続き等

##### (1) 手続き等に関する問合せ・提出先

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

琴浦町役場 町民生活課 総合窓口係

電話：0858-52-1704 ファクシミリ：0859-49-0000

E-mail :tyoumin@town.kotoura.tottori.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2  
琴浦町役場 総務課 施設管理室  
電話：0858-52-2111 ファクシミリ：0859-49-0000  
E-mail :soumu@town.kotoura.tottori.jp
- (3) プロポーザル参加者に要求される事項  
プロポーザル参加者は、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに  
応じなければならない。

## 6 参加申込書及び参加資格審査書類等について

プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 7 年 6 月 18 日(水) 午後 5 時まで
- (2) 提出方法  
5-(1)のメールアドレスに電子メールで提出すること。  
※添付送付するファイルはテキストの読み取りができるものであること。
- (3) 提出書類  
ア 参加申込書(様式 1)  
イ 会社概要調書(様式 2)  
ウ 提案システム導入状況調書(様式 3)  
エ 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式 4)
- (4) 質問書の提出及び回答  
ア 質問がある場合は、質問書(様式 6)を令和 7 年 6 月 16 日(月)午後 5 時まで  
に 5-(1)のメールアドレスに電子メールで提出すること。  
イ 質問に対する回答は令和 7 年 6 月 17 日(火)までに、質問者の名称等を伏せ  
た上で町ホームページに掲載して順次回答する。なお、質問に対する回答に  
ついては、本実施要領等関係書類の追加または修正として取り扱う。
- (5) 参加資格審査結果の通知  
参加資格審査結果については、令和 7 年 6 月 20(金)までに電子メールにて回答  
する。

## 7 企画提案書及び事業費用見積書について

- (1) 提出書類  
上記 6 の方法により参加資格を得た者は、企画提案書及び事業費用見積書(様式  
5 を、下記 8 の企画提案書及び事業費用見積書作成要領に従い作成すること。

(2) 提出方法

令和7年6月30日(月)午後5時までに5-(1)へ持参または簡易書留にて送付

(3) 提出書類の形態及び部数

|                                                                                                                                                  |         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 企画提案書(紙媒体)<br>ア 企画提案書鑑(様式7)<br>イ 企画提案書(様式8)<br>※A4判、横書きで作成し、30ページ以内で作成すること。<br>※やむを得ずA3判で作成する場合は、A4判に折り込むこと。<br>※印刷は片面印刷を基本とし、ページの下部にページ番号を付すこと。 | 正1部、副7部 |
| 事業費用見積書(紙媒体)                                                                                                                                     | 1部      |
| 提出書類の電子データ(CD-R又はDVD-R)                                                                                                                          | 1部      |

8 企画提案書及び事業費用見積書作成要領

(1) 企画提案書

- ア 企画提案書の作成に当たっては、別添、多言語翻訳・文字表示システム導入業務仕様書の内容に留意し、システムの機器構成を含めて記載すること。
- イ 提案は1の参加者につき1の提案とする。
- ウ 提出された書類は、一切返却しない。
- エ 文字サイズ、フォントは指定しないが、見やすいものとする。
- オ 提案書は明瞭かつ具体的に記載し、専門知識を有しない者でも理解できる表現内容となるよう作成すること。

(2) 事業費用見積書

- ア 事業費用見積書に代表者印を押印し、見積内訳書を添付のうえ、1部提出すること。
- イ 事業費用見積書の金額欄と見積内訳書の合計は一致させること。なお、見積内訳書は任意書式とする。
- ウ 経費見積額が、2-(5)に記載の提案上限価格を上回る場合には、審査の対象外とする。

### (3) その他

- ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とし、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- イ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション及びデモンストレーションに関する費用は、すべて提出者の負担とする。
- ウ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- エ 提出された企画提案書等を、琴浦町の了解なく公表、使用してはならない。
- オ 提出された企画提案書は、特定・非特定に関わらず、原則として特定後一定の間、評価結果と共に公開することがある。非公開を求める場合はその旨を企画提案書に記載すること。記載なき場合は公開に同意したものとみなす。なお、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した旨」は公開する。
- カ 上記オにおいて、企画提案書等が特定されるまでの間であれば、公開についての意思を変更することができる。この場合書面(書式自由、ただし A 4 判とする。)にその旨を記載し、提出すること。
- キ 提出された企画提案書等は、特定を行う作業に必要な範囲及び上記オの場合において、複製を作成することがある。なお、この場合においても琴浦町の文書保存期間の終了後に企画提案書等及び複製は返却せず、琴浦町で廃棄する。
- ク 提出された企画提案書等及びその複製は、企画提案書等の特定及び上記エ以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ケ 企画提案書等の作成のために琴浦町より受領した資料は、琴浦町の了解なく公表、使用してはならない。
- コ 提出のあった企画提案書等の内容について疑義が生じた場合は、後日必要に応じて本町から疑義事項の照会を行うものとする。

## 9 プレゼンテーション及びデモンストレーション審査

審査は、多言語翻訳・文字表示システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において実施する。

プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施については、下記のとおりとする。なお、参加申込者が1者のみの場合であってもプレゼンテーション及びデモンストレーションを実施し、琴浦町が求める要件を満たした場合は、契約締結交渉者とする。

### (1) 日程等

- ア 実施日時 令和7年7月3日(木)を予定 (別途、参加資格者へ通知する。)

- イ 実施場所 琴浦町役場本庁舎 2 階 防災会議室
- ウ 時間配分 1 者あたり 60 分以内(準備含む)とし、プレゼンテーション及びデモンストレーション終了後、審査員からの質問時間を 15 分間程度設けることとする。
- エ 説明順番 説明を行う順番は、企画提案書の提出順とする。
- オ 説明者 説明者は 5 人以内とする。

## (2) 内容

- ア あらかじめ提出した企画提案書の内容について、実機を用いて説明すること。また、経費見積書の内容について説明すること。
- イ 企画提案書の内容と相違しないよう留意すること。
- ウ プレゼンテーションに際し、企画提案書等以外の新たな説明資料の提出は認めないものとする。

## (3) その他

- ア 役場本庁舎でプレゼンテーション及びデモンストレーションを行う場合はプロジェクター及びスクリーン等の電源については、琴浦町が用意するものとするが、その他必要な機材、備品等は提案者が準備することとする。

# 10 評価基準

## (1) 企画提案書、価格、プレゼンテーション・デモンストレーション評価基準

| 評価項目                      | 評価事項                                                                                                                                                     | 配点 |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 表示システム<br>(スクリーン・ディスプレイ等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・画面は見やすいか。</li> <li>・文字・画像等の識別・画像調整がしやすいか。</li> <li>・文字サイズの変更は有効か。</li> <li>・相手方とコミュニケーションが取りやすい機器構成か。</li> </ul> | 20 |
| 翻訳機能                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・翻訳機能は正確か。</li> <li>・翻訳スピードはストレスを感じないか。</li> <li>・翻訳対応言語数、利用可能時間は優れているか。</li> </ul>                               | 20 |
| 操作性                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作は容易にできるか。</li> </ul>                                                                                           | 5  |
| 移動性                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動は容易にできるか。</li> </ul>                                                                                           | 5  |

|           |                                                                            |     |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|-----|
| セキュリティー対策 | ・セキュリティー対策は適切か。                                                            | 5   |
| 導入時のサポート  | ・導入時のサポート、職員研修(操作マニュアル作成含む)は適切か。                                           | 5   |
| 保守対応      | ・使用に関する問合せ窓口などサポートは万全か。<br>・翻訳システムのバージョンアップ対応は適切か。                         | 10  |
| 専門技術力     | ・当該業務について明確に説明でき、業務経験や知識が豊富であるか。                                           | 5   |
| 取組意欲      | ・取組意欲が感じられ、効果的な提案や積極的な補足説明を示しているか。                                         | 5   |
| 価格の評価     | ・ $(1 - \text{見積金額} \div \text{提案上限額}) \times \text{配点}$<br>※小数点以下第3位を四捨五入 | 20  |
| 合 計       |                                                                            | 100 |

## 11 評価項目の採点方法

各評価項目の評価得点の算出については、記載項目ごとに以下に示す判断基準により5段階で評価を行う。

| 判断基準    | 評価 | 点 数     |
|---------|----|---------|
| 優れている   | A  | 配点×1.00 |
| やや優れている | B  | 配点×0.75 |
| 普通      | C  | 配点×0.5  |
| やや劣っている | D  | 配点×0.25 |
| 劣っている   | E  | 配点×0    |

## 12 優先交渉権者等の特定

- (1) 各評価項目の評価基準に基づき、委員の評価得点を算出し、その合計得点を総合評価得点とする。
- (2) 委員会は、総合評価得点が最も高い事業者を「優先交渉権者」に、次に得点が高かった者を「次点交渉権者」、次点交渉権者の次の得点者を「第3位交渉権者」

として特定する。なお、総合評価得点が同点の場合は、「価格評価」に係る点数が高い順によるものとする。

- (3) 優先交渉権者と交渉し、その協議が整った場合は、本業務に係る契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と、次点交渉権者との協議が整わない場合は、第3位交渉権者と協議を行う。なお、企画(技術)提案書を提出したものが1者のみであった場合は、その者を上記の評価基準に基づき評価したうえで協議し、審査委員が認めた場合はその者を交渉権者として特定する。

## 13 特定(非特定)結果の通知日及び公表

- (1) 令和7年7月11日(金)予定
- (2) 特定(非特定)結果は、すべてのプレゼンテーション参加者に対して文書による通知を個別に郵送するとともに、琴浦町のホームページに掲載する。(次点交渉権者以降は、商号又は名称は、明らかにしない。)
- (3) 通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内(日曜日及び土曜日を除く)に、書面(様式自由)により、最優秀提案者とならなかった理由について説明を求めることができる。

## 14 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、仕様書及び企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、企画提案書等の最終審査により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

## 15 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書の取扱い企画提案書は、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。
- (2) 企画提案書等の受理後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。

## 16 情報公開の取扱い

- (1) 提案者は、提出書類及び提案書が琴浦町情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出するものとする。

- (2) 提出書類は、琴浦町情報公開条例に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、琴浦町は、提出者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

## 17 留意事項

- (1) プロポーザルへの参加に係る企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 参加申込における参加資格確認書で宣誓した内容に虚偽があることが発覚した場合、直ちにプロポーザルへの参加資格を失うものとする。また、本業務の委託契約を締結した後においては、契約の解除及び損害賠償請求等の措置を講じることがあるので、留意すること。